## 地区計画の届出フロー

1.土地の区画形質の変更 土地の区画形質の変更 ※工作物の建設を伴わない敷地内の形質変更で、 届出が必要 建築物の建築に伴う50mm程度の盛土または 切土(整地の一部と判断できる場合)は、 届出不要。 2.建築物の建築 建築物の建築 確認申請が必要 確認申請が不要 ・ 建築物の新築 ´• 防火、準防火地域以外で、` 防火、準防火地域以外で、 床面積の合計が10㎡以内 の増築、改築、移転 床面積の合計が10㎡を超 える増築、改築、移転 • 防火、準防火地域内での 增築、改築、移転 届出が必要 届出は不要 3工作物の建設 工作物の建設 確認申請が必要 確認申請が不要 高さ4mを越える 屋外広告物で表示 • 門、塀 面積が1㎡以下で 広告塔、 広告板、 高さ2m以内の擁壁 装飾塔など かつ高さが3m以 • 屋外広告物で表示 ・高さ2mを越える擁壁 下のもの 面積が1㎡を超え • 既存の建築物に付 高さ6mを超える煙突 または高さが3mを 属する建築設備や その他建築基準法に定 超え4m以下のもの アンテナ等 められたもの 届出は不要 届出は不要 届出が必要 4.建築物の用途変更 建築物の用途変更 確認申請が不要 確認申請が必要 建築基準法第6条第1項 の特殊建築物の用途に変更 地区計画に定める 地区計画に定める しその用途に供する面積が 用途に適合する 用途に適合しない 200㎡を越えるもの (類似の用途変更を除く) 届出は不要 届出は不要 届出が必要 ※是正勧告を行う。